

北関東防衛局達第29号
改正 平成20年 4月28日北関東防衛局達第15号
平成23年 4月 1日北関東防衛局達第17号
平成27年10月 1日北関東防衛局達第 7号

北関東防衛局さわやか行政サービス推進委員会の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局さわやか行政サービス推進委員会の設置に関する達

(目的)

第1条 「防衛省さわやか行政サービス推進委員会」等の設置について(通達)(防官文第8305号。19.8.30)に基づき、北関東防衛局さわやか行政サービス推進委員会(以下「委員会」という。)を設置し、北関東防衛局における窓口行政を中心とする行政サービス業務等の自主点検を行い、かつ、改善計画を策定し、その実施を推進するとともに、事務の改善を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査、審議を行う。

- (1) さわやか行政サービス運動(昭和63年1月26日閣議決定)及び事務の改善に関すること。
- (2) 行政サービス向上及び事務の改善について、北関東防衛局長(以下「局長」という。)が、諮問した事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、業務課長及び装備企画課長をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、会務を掌理する。

- 2 副委員長は、委員等を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、議題に関係のある職員の出席を求め、意見を述べさせるとともに、資料の提出を要請することができる。

(措置)

第6条 委員長は、委員会で調査、審議した結果、その措置について関係の部課長等に対し通知を行うものとする。

- 2 関係の部課長は、前項の通知を受けたときは、速やかに所要の措置を行い、その結果を委員長に報告するものとする。

(報告)

第7条 委員長は、前条第2項の報告を受けたときは、局長に報告するものとする。

(地方防衛事務所及び出張所における地方委員会等)

第8条 地方防衛事務所及び出張所における地方委員会の設置は、必要に応じ地方防衛事務所長及び出張所長がこの達の趣旨に沿って定めるものとする。

- 2 前項の規定により、地方防衛事務所長及び出張所長が地方委員会を設置したときは、局長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日北関東防衛局達第15号）

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（平成23年4月1日北関東防衛局達第17号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日北関東防衛局達第7号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。